

京都ノートルダム女子大学大学院科目等履修生規程

第1条 京都ノートルダム女子大学大学院学則（以下「学則」という。）第41条に定める科目等履修生の取り扱いは、この規程による。

第2条 科目等履修生として出願できる者は、次の各号のいずれか一つに該当する者とする。

(1) 修士課程・博士前期課程

- イ 大学を卒業した者
- ロ 学士の学位を有する者
- ハ 文部科学大臣の指定した者
- ニ 本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 博士後期課程

- イ 大学院修士課程または博士前期課程を修了した者
- ロ 修士の学位を有する者
- ハ 文部科学大臣の指定した者
- ニ 本学大学院において、大学院修士課程または博士前期課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

第3条 科目等履修生は、願い出によりその履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 履修した授業科目の試験に合格した者に対して単位を与え、科目等履修生単位修得証明書を交付する。

第4条 科目等履修生として出願しようとする者は、次の書類に検定料10,000円を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

(1) 科目等履修願（本学所定のもの）

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書（最終学校が本学である者又は本学を退学した者は提出免除）

2 提出した出願書類及び検定料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。ただし、第9条第2項により開講されなかった場合で、出願した科目が当該科目のみである場合は、出願書類及び検定料を返還する。

第5条 科目等履修生の選考は、研究科会議又は専攻会議において行い、学長が許可する。

2 選考は、前条の書類の審査によるほか、必要に応じて面接試問を行う。

3 研究科長又は専攻主任は、選考の結果を教務委員会に報告するものとする。

第6条 科目等履修を許可された者は、許可の日から10日以内に科目等履修料1単位につき20,000円を納入しなければならない。

2 本学を卒業した者、本学大学院を修了した者及び学校法人ノートルダム女学院が設置している学校（女子大学・高等学校・中学校・小学校）の在校生の2親等以内の保護者については、科目等履修料を1単位につき10,000円とする。

第7条 既納の科目等履修料は、授業開始日以降は理由のいかんにかかわらず返還しない。

第8条 科目等履修生が履修し得る単位数は、次のとおりとする。

修士課程・博士前期課程

1 学期中に6単位以内とする。

博士後期課程

1 学期中に2単位以内とする。

第9条 科目等履修生の受講できる科目は、教務委員会の議を経て、毎年度の募集要項において定める。ただし、研究

科又は専攻によっては履修できない科目がある。

2 出願した年度において研究科又は専攻が開講しない決定をした科目は受講できない。

第10条 科目等履修の期間は、学則で定める学年又は学期とし、さらに科目等履修を希望する者は改めて願い出るものとする。

2 再出願者は、科目等履修願のみを第4条第1項に定められた期日までに提出し、検定料は不要とする。

第11条 科目等履修生は科目等履修生許可証（身分証明書）の交付を受け、通学時には常にこれを携帯しなければならない。

第12条 科目等履修生は所定の手続きを経て、図書館情報センターその他の施設を利用することができる。

第13条 科目等履修生は本学の学生に準じ学則その他の諸規程を遵守しなければならない。

2 科目等履修生が本学の教育方針や秩序に違反する行為をなした場合は、学長は研究科会議の議を経て、科目等履修生の許可を取り消すことができる。

第14条 本学の博士後期課程の学生が修士課程・博士前期課程の授業科目の履修を願い出るときは、修士課程・博士前期課程の学生の修学に支障のない場合、これを許可することがある。

ただし、関係専攻及び担当教員の了承を得なければならない。

2 本学の博士後期課程大学院生の履修にあたっては、第4条、第5条、第6条は適用しない。

第15条 この規程の改廃は、管理運営会議の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成14年6月22日に制定し、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年2月3日改正）

この改正は、平成16年2月3日から施行する。

附 則（平成16年2月18日改正）

この改正は、平成16年2月18日から施行する。

附 則（平成17年11月9日改正）

この改正は、平成17年11月10日から施行する。

附 則（平成18年2月8日改正）

この改正は、平成18年2月9日から施行する。

附 則（平成18年12月13日改正）

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月25日改正）

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日改正）

この改正は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日改正）

この改正は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 26 日改正）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 24 日改正）

この改正は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学大学院 聴講生規程

第1条 京都ノートルダム女子大学大学院学則（以下「学則」という。）第42条に定める聴講生の取り扱いは、この規程による。

第2条 聴講生として出願できる者は、次の各号のいずれか一つに該当する者とする。

(1) 修士課程・博士前期課程

- イ 大学を卒業した者
- ロ 学士の学位を有する者
- ハ 文部科学大臣の指定した者
- ニ 本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 博士後期課程

- イ 大学院修士課程または博士前期課程を修了した者
- ロ 修士の学位を有する者
- ハ 文部科学大臣の指定した者
- ニ 本学大学院において、大学院修士課程または博士前期課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者

第3条 聴講生は、その履修した授業科目について試験を受け単位を取得することはできない。

2 聴講を終了した者は、聴講証明書の交付を受けることができる。

第4条 聴講生として出願しようとする者は、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 聴講願（本学所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書（最終学校が本学である者又は本学を退学した者は提出免除）

2 提出した出願書類及び検定料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。ただし、第9条第2項により開講されなかった場合で、出願した科目が当該科目のみである場合は、検定料を返還する。

第5条 聴講生の選考は、研究科会議又は専攻会議において行い、学長が許可する。

2 研究科長又は専攻主任は、選考の結果を教務委員会に報告するものとする。

第6条 聴講を許可された者は、許可の日から10日以内に聴講料1単位につき10,000円を納入しなければならない。

2 本学を卒業した者、本学大学院を修了した者及び学校法人ノートルダム女学院が設置している学校（女子大学・高等学校・中学校・小学校）の在校生の2親等以内の保護者については、聴講料を1単位につき5,000円とする。

第7条 納入された聴講料は、授業開始日以降は理由のいかんにかかわらず返還しない。

第8条 聴講生が履修し得る科目数は、次のとおりとする。

修士課程・博士前期課程

- 1 学期間中に3科目以内とする。

博士後期課程

- 1 学期間中に1科目以内とする。

第9条 聴講生の受講できる科目は、教務委員会の議を経て、毎年度の募集要項において定める。ただし、研究科又は専攻によっては履修できない科目がある。

2 出願した年度において研究科又は専攻が開講しない決定をした科目は受講できない。

第 10 条 聴講の期間は、学則で定める学年又は学期とし、さらに聴講を希望する者は改めて願い出るものとする。
2 再出願者は、聴講願のみを第 4 条第 1 項に定められた期日までに提出しなければならない。

第 11 条 聴講生は聴講許可証（身分証明書）の交付を受け、通学時には常にこれを携帯しなければならない。

第 12 条 聴講生は所定の手続きを経て、図書館情報センターその他の施設を利用することができる。

第 13 条 聴講生は本学の学生に準じ学則その他の諸規程を遵守しなければならない。

2 聴講生が本学の教育方針や秩序に違反する行為をなした場合は、学長は研究科会議の議を経て、聴講生の許可を取り消すことができる。

第 14 条 この規程の改廃は、管理運営会議の議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 2 月 8 日に制定し、平成 18 年 2 月 9 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 13 日改正）

1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 25 日改正）

1 この規程は、平成 19 年 4 月 25 日に改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日改正）

この改正は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日改正）

この改正は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 26 日改正）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 24 日改正）

この改正は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。